

《資 料》

立法資料：「原子力損害の賠償に関する
法律案想定問答 昭和36年 3月 原子力局」

小 柳 春 一 郎

はじめに

本稿が紹介する「原子力損害の賠償に関する法律案想定問答 昭和36年 3月 原子力局」（以下「36年想定問答」という。）は、「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36（1961）年法律147号，以下「原賠法」という。）案について，科学技術庁原子力局が昭和36年 3月に作成した国会審議のための資料である。

36年想定問答は，昭和35年 5月に科学技術庁原子力局が原賠法案について準備した想定問答（「原子力損害の賠償に関する法律案想定問答 昭和35年 5月 原子力局」，以下「35年想定問答」という。）に続くものである。2度にわたり想定問答を作成した理由は，①35年想定問答の前提となる「原子力損害の賠償に関する法律案」は，35年 4月28日に岸信介内閣により閣議決定され，5月 2日に国会に提出されたが，安保論戦などの問題もあり，10月24日の衆議院解散により最終的には審議未了，廃案になった。その後，池田勇人内閣により昭和36年 2月28日に改めて原賠法案閣議決定があり，国会に提出されたこと，②36年では，「原子力損害賠償補償契約に関する法律」案も同時に閣議決定，国会審議されることから，後者の法律についても配慮が必要になったことである。

結局，昭和36年 6月に両法案は，国会で可決され，「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年 6月17日法律第147号）及び「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年 6月17日法律148号）として公布された。昭和35年提出の原賠法案と36年提出の原賠法案は，実質的に同じ内容である。筆者は，「原

子力損害の賠償に関する法律」の立法史を検討し、関連資料の発掘を行っているが¹⁾、その過程で35年想定問答と36年想定問答を入手できた²⁾。

原賠法の立法担当者による解説として著名なのは、科学技術庁原子力局編『原子力損害賠償制度』（1962年9月、通商産業研究社）である。同書の原型となる資料は、科学技術庁原子力局『原子力災害補償制度について』（1961年8月、謄写版、全242頁）であり、国会図書館が所蔵している（国会図書館請求番号AZ-433-H66）。科学技術庁原子力局が『原子力損害賠償制度』を記述するに際して、35年想定問答や36年想定問答を参考にしたと考えられる。全体としての系譜関係は、35年想定問答（獨協法学96号紹介）⇒36年（3月）想定問答（本稿紹介）⇒科学技術庁原子力局『原子力災害補償制度について』（1961年8月、ガリ版刷り）⇒科学技術庁原子力局編『原子力損害賠償制度』（1962年9月、通商産業研究社）と考えられる。

本稿執筆現在、原賠法改正への動きが活発であり、原賠法の立法過程についての認識を共有する必要がある。2015年5月13日の第20回原子力委員会は、見直しのための専門部会設置を決定し、既に第1回の原子力損害賠償制度専門部

1) 拙稿「原子力災害補償専門部会（昭和33年）と「原子力損害の賠償に関する法律」（1)(2)(3)(4)(5)(6)」獨協法学89, 90, 91, 92, 93, 94号（2012年-2014年）、同「我妻榮博士の災害法制論——原子力損害の賠償に関する法律」法律時報85巻3号（2013年）、同「「原子力損害の賠償に関する法律」昭和46年改正と事業者責任制限(1)(2)」獨協法学95, 96号（2014年, 2015年）、同「立法資料：原子力損害の賠償に関する法律案想定問答 昭和35年5月 原子力局」、同「判例評釈：福島第一原発事故避難者の自殺と原賠法3条1項及び民法722条2項（福島地方裁判所平成26年8月26日判決）」『速報新判例解説16号 新判例解説Watch』（日本評論社, 2015年）。更に、拙著『原子力損害賠償制度の成立と展開』（日本評論社, 2015年）。

2) 財務省（大蔵省）文書「（行政文書ファイル名）会計法規関係執務参考資料（平成8年度以前／協議法令／科学技術庁）」中の文書（左上に「19」の書込みがある）。大蔵省に資料が残された理由は、第1に原賠法は当時科学技術庁と大蔵省の共管の法律であったこと、第2に原賠法の成立に際して大蔵省主計局法規課と相当に対立があり、これが大蔵省の関連資料として残ったことと推定している。これをもとに、文部科学省に情報公開請求を行い、資料紹介の文書を得た。

会が5月21日に開催された³⁾。原賠法改正について、様々の議論が必要であるが、筆者は、原賠法そのものの立法資料について多くの人が閲覧し、（思いつきではない）議論の基礎とすべきであると考えている⁴⁾。筆者は、これまでも、論稿を発表してきたが、2015年8月に、日本評論社から『原子力損害賠償制度の成立と展開』を刊行した。他方、想定問答は資料として独自の意義があると考え、ここに紹介する。

筆者は、文部科学省にこの36年想定問答文書がどの行政文書ファイルに含まれるかを問い合わせた。その理由は、36年想定問答を含む行政文書ファイルを特定し、それについて悉皆的に情報公開請求することで関連文書を入手することにあった。この方式は、財務省情報公開では有効であった。ところが、文部科学省の返答は、本資料を含むファイルは行政文書ファイルには載っていないということであった。

行政文書ファイルについて、内閣府サイトは、次のように述べている。

「公文書管理法第7条では、行政文書ファイル管理簿について規定されています。

具体的には、行政文書ファイル等の管理を適切に行うため、行政文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置（移管又は廃棄）及び保存場所その他の必要な事項を帳簿（行政文書ファイル管理簿）に記載しなければならないとされています（1年未満の保存期間が設定された行政文書ファイル等は除く。）。この行政文書ファイル管理簿は、行政機関の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、インターネット等により公表しなければならないとされています。公表により、各行政機関が保有する行政文書ファイル等の状況を国民に明らかにするとともに、行政文書の特定に資する情報の提供（行政機関情報公開法第22条第1項参照）として、開示請求者の利便にも資するようにす

3) <http://www.aec.go.jp/jicst/NC/senmon/songai/index.htm>

4) 同様の観点からの、21世紀政策研究所（澤昭裕、竹内純子監修）「原子力損害賠償制度資料集」（<http://21ppi.org/index.html>）も有益である。なお、本稿とは重複しない。

るものです。]

(http://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/about/shikumi/g_bun/g_bun.html)

原賠法想定問答のような重要文書を含むファイルが「行政文書ファイル」に載っていないというのは理解しにくい。筆者は、文部科学省にこの36年版想定問答の保存状況について問い合わせたが、要するに存在するという返答であった。「行政文書の特定に関する情報の提供（行政機関情報公開法第22条第1項参照）」が十分になされていないことになる。それ故、この想定問答の前後にあると推定される文書について特定できず、情報公開請求ができなかった。このような意味もあるため、本資料紹介では、文科省への情報公開請求関連文書から始めている。

[追記：本研究は、JSPS科研費26380012（基盤C「原子力損害賠償制度立法史の実証的解明：我妻榮・加藤一郎文書の検討」）の助成を受けた。]

平成 年 月 日

4 「写しの送付」の希望の有無 [有 無] : 同封する郵便切手の額 400 円

行政文書の開示の実施方法等申出書

文部科学大臣 殿

氏名又は名称
住所又は居所
連絡先電話番号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第 14 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

- 1 行政文書開示決定通知書の番号等
* 日 付 平成 26 年 4 月 14 日
文書番号 255 室文科開第 2040 号

2 求める開示の実施の方法
2 下条から実施の方法を選択し、該当するものに○印を付けてください。

行政文書の名称	種類・巻	1 個 覧	実施の方法
「原子力損害の賠償に関する法律案想定問答」(この文書がどの文書ファイル中にあるかは請求者には不明であるが、財務省情報公開資料ファイル名「会計法8年度以前/監査法令/科学技術庁」中に「原子力損害の賠償に関する法律案想定問答」が存在すること上、同文書が存在したこと申請者が把握者から得た文書・別紙参照)、当然(旧)科学技術庁も保存していると考えられる。))	72枚 (片面2枚、 両面1枚)	1 全部 ② 一部 () 2 複写機により 白紙で複写した もの交付 3	①全部 ②一部 ()

3 開示の促進を希望する日

<p>開示実施手数料 _____ 円</p>	<p>ここに収入印紙を貼ってください (開示実施手数料について) ※収入印紙を貼られる前に下記を必ずお読みください。 開示を希望される方法に応じて、下記の額の収入印紙をお貼りいただくようお願いいたします。 ①開示を希望される場合 _____ 無料 ②複写機により白紙で複写したものの交付を希望される場合 _____ 420 円</p> <p>上記の以外の実施を御希望される場合は、御提出前にお問い合わせください。</p>
(受付印)	

* 担当課等 研究開発局原子力損害賠償対策課 Tel. 03-5253-4111 (内線 4656)

(注記、小柳の住所等は抹消した)

目 次

おの 餘語的事項

1. 本法制定の趣旨如何。	3
2. 原子力の平和利用は、安全性の確保が絶対的な要件であるにもかかわらず、災害の発生を予想して法律案を提出することは可能であるか。	4
3. 世界における原子力発電立法の動向如何。	4
4. 原子力災害補償に關する国際条約化の動き及びそれに対するわが國の方針如何。	5
5. 現存するに原子炉は運転されているか装置賠償措置は辦じてないのか。	6
6. 原子炉事故とは、どんなものか。その実例はどうか。	7
7. 本法策の主要な構成を述べ。	11
8. 賠償に關する基本的事制度とは何か。	12
9. 被害者保護に關し、如何なる規定を設けてるか。又この程度の内容で被害者保護が充分に図られると考えられるか。	12
10. この法律により事業の健全な發達に資する	

原子力損害の賠償に関する法律案 想定問答

昭和36年3月

原子力局

11	こととなるのは何故か。……………14	才之 原子力損害賠償責任に関する事項、	
	損害賠償の対象から従業員の業務上の損害	19 原子力事業者の責任を賠償責任とした理由	25
	を除いた理由如何。労働者に対する不当な	由如何。……………	
12	差別待遇ではないか。……………15	20 原子力事業者の責任の性質についての海外	26
	規制法の許可を要しないで原子炉の運転等	の立法例如何。……………	
	を行つた者こそ重大な責任を要すべきで	21 才之系と民法の不法行為に関する規定との	26
	あるにもかかわらず、本法の対象外とする	関係如何。……………	
	のは不当ではないか。……………16	22 海外諸国における賠償責任の限定如何。……………27	
13	本法における規制の対象となる原子力事業者	23 原子力事業者の責任制限を行わない理由	27
	の範囲如何。……………17	如何。……………	
14	原子炉の運転については、事故発生の惧れ	24 原子力損害の賠償責任に免責事由を認めたい	
	がないと思われれば規制対象をも含め、	ことは公衆に不安を与えないことにならない	28
	すべからず原子炉を対象とする理由如何。……………17	か。……………	
15	製錬事業、アイソトープの使用及びウラン	25 異常に巨大な天然放射線とは具体的にどの程	29
	濃縮事業を対象としなかつた理由如何。……………18	度のものをさうか。……………	
16	この法律の適用を受ける「加工」、「再処	26 異常に巨大な社会何動乱とは具体的にどの	30
	理」及び「核燃料物質」の範囲如何。……………18	なものをさうか。……………	
17	原子力損害の範囲及びその内容如何。……………19	27 原子力事業者に責任を集中した理由如何。……………30	
18	この法律は、原子力船についても適用があ	28 加工者による燃料の加工に原因があつて原	
	るのか。……………21	子炉の運転中に損害が生じた場合の両者	

29	賠償責任如何、 運搬中と損害を受取人の責任とした理由如何、	31	才3 損害賠償措置に関する事項 37 損害賠償措置と5の總則と定めた損賠如何、	41
30	国鉄等が核燃料物質を運搬しているときは 損害を与えたときの責任如何、	32	38 いわゆるサイト主義を採用した理由如何 39 科学技術庁長官の損害賠償措置の承認の 意味如何	41 42
31	原子力事業者が海外から核燃料物質を運搬 して来る途中で損害を与えた場合における この法律の適用如何	33	40 これらに相当する措置とは、如何なるもの が想定されるか、	43
32	求償権を一般原則より制限した理由如何	34	41 復元命令は、如何なる場合に出すか、	43
33	才5系と民法の不法行為に関する規定と の関係如何	35	42 学術研究機関については、損害賠償措置 の適用除外と行う意図はないか、	44
34	原子力損害が資材の供給等とする者以外 の才三者の故意・過失により発生する可能 性如何	36	43 後発生の原子力損害に対する賠償措置に ついでての配意如何、	44
35	「資材の供給等をする者」には原子力 損害を与えた原子力事業者の従業員も含 むか、	36	44 原子力事業者が被差した場合における被 害者に対する賠償に不安はないか、	45
36	求償権の範囲の限定を規定しながら、特 約することができきることは、首尾一貫し ないではないか、	37	45 責任保険契約のてん補範囲如何、 46 責任保険に契約の締結と強制しなかつた 理由如何、	46 46
			47 保険料はどのくらいになるのか、	48
			48 責任保険契約によつてはうめることがで ないではないか、	48

きない原子力損害にはどんなものがあるか、	49	業君に対する賠償のための援助措置を国が請じるよつなことは皆無であるにもか
49 国営保険として一本化した理出如何、	49	とわらず、原子力産業に限りこのよつな特別の措置を請じる理出如何、
50 補償契約に関する事項は別の法律を定めることとした理出如何、	49	57 「国会の議決により政府に属せられた
51 責任保険契約及び補償契約の組合せによつて、5の總円までの損害は、完全にてん補されることになるか、	50	58 制限の範囲内」の意如何、
52 原子燃料公社は金額政府出費の特別法人であるから、責任保険に加入したり、また政府と補償契約を締結する必要はないのではないか、	51	59 炭塵責責任を課しなむがらも国の援助の内若が明確を欠くは却てはないか、
53 国の措置に関する事項 「この法律の目的を達成するため」...	51	60 異常に巨大な天災地変又は社会的動乱により生じる被害は、国家的な規模の大災害と思われむが、このよつな場合にも特に原子力損害につき特別の措置を請じる旨を規定してゐる理出如何、
54 援助の態様如何、	55	61 原子力損害賠償紛争審査会に關する事項
55 本法における国の援助措置は、国際的にみて被害者保護に不十分ではないか、	56	62 原子力損害賠償紛争審査会を特に設置した理出如何、
56 火災産業等一般の産業災害の場合には、	56	63 原子力損害賠償紛争審査会を特に設置した理出如何、
		64 原子力損害賠償紛争審査会を特に設置した理出如何、
		65 原子力損害賠償紛争審査会に關する事項
		66 原子力損害賠償紛争審査会を特に設置した理出如何、
		67 原子力損害賠償紛争審査会に關する事項
		68 原子力損害賠償紛争審査会を特に設置した理出如何、
		69 原子力損害賠償紛争審査会に關する事項
		70 原子力損害賠償紛争審査会を特に設置した理出如何、
		71 原子力損害賠償紛争審査会に關する事項
		72 原子力損害賠償紛争審査会を特に設置した理出如何、
		73 原子力損害賠償紛争審査会に關する事項
		74 原子力損害賠償紛争審査会を特に設置した理出如何、
		75 原子力損害賠償紛争審査会に關する事項
		76 原子力損害賠償紛争審査会を特に設置した理出如何、
		77 原子力損害賠償紛争審査会に關する事項
		78 原子力損害賠償紛争審査会を特に設置した理出如何、
		79 原子力損害賠償紛争審査会に關する事項
		80 原子力損害賠償紛争審査会を特に設置した理出如何、
		81 原子力損害賠償紛争審査会に關する事項
		82 原子力損害賠償紛争審査会を特に設置した理出如何、
		83 原子力損害賠償紛争審査会に關する事項
		84 原子力損害賠償紛争審査会を特に設置した理出如何、
		85 原子力損害賠償紛争審査会に關する事項
		86 原子力損害賠償紛争審査会を特に設置した理出如何、
		87 原子力損害賠償紛争審査会に關する事項
		88 原子力損害賠償紛争審査会を特に設置した理出如何、
		89 原子力損害賠償紛争審査会に關する事項
		90 原子力損害賠償紛争審査会を特に設置した理出如何、
		91 原子力損害賠償紛争審査会に關する事項
		92 原子力損害賠償紛争審査会を特に設置した理出如何、
		93 原子力損害賠償紛争審査会に關する事項
		94 原子力損害賠償紛争審査会を特に設置した理出如何、
		95 原子力損害賠償紛争審査会に關する事項
		96 原子力損害賠償紛争審査会を特に設置した理出如何、
		97 原子力損害賠償紛争審査会に關する事項
		98 原子力損害賠償紛争審査会を特に設置した理出如何、
		99 原子力損害賠償紛争審査会に關する事項
		100 原子力損害賠償紛争審査会を特に設置した理出如何、

42	すうこのこととした理由如何、 この法律に基づいて政府のとする措置如何、	67	70	原子力事業者は、昭和四十六年までに 原子炉の設置等の許可を受けただけで、 この法律による国の援助の適用を受けら れるか、	71
43	相当規模の原子力推進の意味如何	68	71	損害賠償措置をしない者に對する罰則は 整すべきでないか、	72
44	原子力委員会は、総理大臣の諮問機関 にすぎないのに何故その意見書を国会 に提出するものとしたか、	68	72	暫定措置として行なつている原子炉等現 行法による損害賠償措置との関係如何、	72
45	原子力委員会の意見書には、政府は手 を加えることなどそのとき国会に提出 するのかが、	69		[別表] 各国の原子力災害補償制度一覧表	
46	原子力委員会設置法のオーストラリア条 (所管事務)を改正する必要があるか、	69			
47	原子力委員会の所管事務は、オーストラ リア条によつて拡大されたと解すべき か、	70			
48	補償契約及び国の援助について時限立 法とした理由如何、	70			
49	国の援助について時限立法とするなら は責任の性質についても時限立法とす べきではないか、	71			

(問ノ) 本法制定の趣旨如何

(答) 原子力の用途利用にあつては、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律によつて厳密な規制が行なわれており、才三者に被害の及ぶような原子力事故の生じることがは具体的にあり得ないと確信しているが、原子力が科学の最先端をゆくものであるだけに災害の起る可能性を全く否定し去ることは、未知の要素がある点からいへば、理論的には難しいといわざるを得ない。従つて、このような場合にも充分に損害賠償の履行を可能にするような方策を講じ、施設近辺の住民の安心感を強め、又原子力関連産業が安心して原子力事業に寄与しようものとしないう限り、原子力事業のこれ以上の進展は望み得ない段階にきていふことは、附立住民及び原子力事業所の要請、国際的取引の要請等から見ても明白である。同時に世界約に見ても、米、英、仏、西独、スイスとほじめ各国においても原子力損害の賠償に関する法律を制定し、又は審議中であり、国際原子力機関においても条約案に

第一 総括的 事 頁

460

つき現に検討中である。このため、かねて原子力委員
 会に専門部会を設置して検討を続けてきたのであるが
 、昨年三月において委員会決定が行なわれ、政府とし
 ても原子力委員会の決定を尊重して、本法案と概出し
 たものである。なお既に規制法の一部改正により暫定
 制度として原子炉の設置については改善臨機措置と微
 制しているが、本法は恒久制度としてその基本を定め
 、かつ対象も原子炉のみならず原子力事業一般に拡大
 するものである。

(阿2) 原子力の平和利用は、安全性の確保が絶対的な要件
 であるにもかかわらず、改善の発出を予想して逆律案
 を提出することは矛盾するのではないか。

(答) (阿1) 参照。

(阿3) 世界における原子力災害立法の動向如何、

(答) 現在までに米国、英国、西独及びスイスのムカ国に
 において法律が制定されており、欧州経済協力機構

⁴⁶¹
 (OECD)においては条約が調印され、スエーデン、
 ユーラトム等においては現在審議中である。又国際原
 子力機関(IAEA)においても、各国の専門家から
 成る「原子力災害に対する民事責任及び、国家責任に
 関する専門家会議」に諮り、現在審議を行っている。
 これら各国の内の詳細は別添資料のとおりである。

(阿4) 原子力災害補償に関する国際条約化の動き及びそれ
 に対するわが国の方針如何、

(答) (1) 国際原子力機関(IAEA)においては、1989
 年まで三回にわたつて、陸上原子力施設及び核燃料物
 質の輸送に関する災害補償問題についての専門家会議
 (ハバネル)を開催してこの問題についての国際的基準
 の統一化のための条約案を検討してきたが、このほど
 成案を得たので、主要十四ヶ国をウイーンに招請して
 、本年五月初旬政府間会議を開催することになつてい
 る。

(2) 一方、国際連合会議は、1979年に原子力陪
 の災害補償問題について討議して条約案を起草してお

40

り、更に国際原子力機関も1960年に二回にわたつて専門委員会を組織して一応その結論を出している。そこで、ベルギー政府及び国際原子力機関は、これらの成果に基づいて、本年四月中旬、原子力船の責任に関する条約案に関する政府間会議を開催することになつてゐる。

(問5) わが国は、上記の二つの国際会議についていふ事も参加国として招請を受けているので、わが国における改善補償体制についての考え方を説明し、これに即応した内容の条約の實現に努力する意向である。

(答) 現在すでに原子炉は運転されているが、改善賠償措置は講じていないのか。

(問6) 昭和34年4月、原子炉等規制法の一部を改正し原子炉設置の許可の基準として、所定の改善賠償措置を講ずべき旨を規定し、實際上は、本年1月/日から閉鎖の施行令が施行されている。同施行令に定めるところでは、原子炉施設(炉本体、核燃料物質の取扱施設、貯蔵施設、冷却系統施設及び廃棄施設)の事故に依

る炉三種換毒の臨界に於けるため、責任保障、供給若しくはこの組合せ又はこれらに相当する措置で¹⁷⁾放出力/万キロワットをこえる炉にあつては50億円以上、百キロワットを超えて万キロワットまでの炉にあつては5億円、百キロワット以下の炉については1億円の措置を、原子炉施設に核燃料物質が撒入されてからの¹⁸⁾放出されるまでの間備しておかなければならないものとされている。なおこの制度は本法制定までの取りあはずの措置として実施中のものである。

(問6) 原子炉事故とはどんなものか、その実例はどうか。

(答) (1) 原子炉は、負の温度係数のような内生的安全性制御系等による安全機構、被覆材や格納罐運物による包蔵などによつて幾重にも安全を図つてゐるので、事故の可能性は極めて低い。

(2) しかし原子炉構成員の故障、運転員の誤操作などが重複すると、事故を成すことも絶対にないといえない。

⑧) この場合、急激な反応度増加、燃焼、材料冷却材筒の化学反応、冷却系破壊による冷却材喪失など

によって燃料が蒸解し、その中に含まれていた成分が外部に放出され公衆に分散する。

⑨) 今までの例では、次のような事故の事例があるが、このうち第三巻に対して撰書を与えた事故は⑦のウインズケールの事故一件だけである。

⑦) 1957年10月英国ウインドスケールのアルトニウム生産炉が、ウイグナーエーエネルギー放出収束中に燃料棒過熱によって分裂生成物を放出し、このため約二百平方マイルにわたって牛乳が汚染によって汚染され、約7千万円の補償を行なった。

⑧) 1953年カナダのNRXが特殊実験中に出力の急激上昇を来し、約1万キエリーの分裂生成物を放出したが、外部には影響がなかった。

⑨) 1955年米国の庄BRIが特殊実験中、燃料棒が蒸解し分裂生成物を放出したが、外部に影響がなかった。

⑩) 1958年5月、カナダのチョークリバーで、NRLの燃料棒が破損し、これを取り出して燃料交

換機で貯蔵プールへ運ぶ途中で落下して発火した。この事故により運物内は大分汚染され、一部の放射能は非気から外部へ放出された。たゞし最高被曝量は、5.3レム程度で、この炉は3カ月後には運転再開された。

⑪) 1959年10月、コーゴのビンナヤにあるボリス・キドリツク原子科学研究所で、ビロウカ原子炉が異常超選事故をおこした。この事故は警報使用されていた減量測定、警報および安全制御用の計器が一つも使用されなかったために、原子炉芯中の重水液面が制御されなかったために、異常超選となつたものである。

この事故により8人の所員が許容放射線量以上の曝射を受け、この中の6人はキエリー基金による原子力衛生、放射線治療院で医療を受けたためパリへ飛びその中1人は死亡し、5人は回復してゴエゴへ帰った。

⑫) 1959年12月、ロシアモスクのアルトニウム処理プラントの処理槽中で、異常として異常超選事故がおこった。この事故は正副チアラン中の

600

流動を停止してアルトニウムを計置記録する作業中
 におこったもので、異常に多量のアルトニウムがあら
 る処理タンク中に集積されている。攪拌板が運転さ
 れた際、タンクの底部にあった水蒸液が、その上部
 のアルトニウムを多量に含んだ有機物層の周辺に逆
 流し、臨界事故となったものである。この事故によ
 って作業員一名は12,000レム±5%程度の放射線
 量を受けたと推定され、事故後36時間死亡した。

⑦ 1961年1月3日、米国の *National Reactor*
Testing Station of Stationary Low Power
Reactor (SL-1) (最大熱出力3000KW, 電
 気出力200KW) において原子炉事故がおこった。
 事故の原因は現在調査中であるが、今なお炉室内
 の放射能が相当に強いため、結論を得るまでには相
 当の日数を要すると思われる。なお、AECの中間
 報告によれば、炉心内の状態の変化によって制御棒
 の懸吊位置に変化を生じたことが原因らしいとい
 とある。

本事故により作業中の3名が死亡したが、原子炉
 周辺には何等損害はなく、また放射能測定専門家が

601

SL-1炉附近およびNRTS地域一帯について放射
 能測定を行なったが、炉壁から極めて近い範囲
 を除いては放射能障害をおこす心配はないと報じら
 れている。

(問ク) 本法条の主要な構成を示せ。

(答) 本法の主要な柱としては次の三点が挙げられている。
 第一に、原子力事業者の損害賠償責任について民
 法の特別として無過失責任の原則を確立し、又原子
 力事業者が責任の集中を行なったこと。
 第二に、この損害賠償責任の履行を法的に裏づ
 けるため、損害賠償措置の強制を行なったこと、こ
 の措置は責任保険及び保険の補償としてこの種の補償
 契約、若しくは供託、又はこれらに相当する措置と
 しているが、典型的なものは保険契約(補償契約を
 含む。)であつて、賠償責任を保険料に転化するこ
 とにより原子力事業者の合理的な利益を可能ならしめ
 るものと考えられている。

第三点としては、国の関与である。その(1)は、
 保険のこん補償しない責任をうめるための国家による

627

補償契約制度の創設であり、(2)は、賠償措置額をこえる損害の場合の事業者の賠償責任を免責し、不可抗力の場合の国の救助規定であり、(3)は、不可抗力による損害の事業者の賠償責任が免除されている場合の被災者の救助措置の規定である。なお加えて、国会に対する報告、原子力委員会の意見書の提出等国会と政府との関係につき特別の規定も設け、原子力損害の処理については国会の意思の反映に努めるものとしている。要は、紛争処理のために特別の機関として必要に及び原子力損害賠償紛争審査会を設置することになったという。

(前同) 賠償に関する基本的制度とは何か。

(答) (前同参照)

(同9) 審査会保護に関し如何なる規定を設けているか、又この程度の内容で審査会保護が充分に図られると否を明らかにせよ。

(答) 被害者保護のための規定としては、(1)原子力事業者の賠償責任を免責し、不可抗力の場合に特に強い特別の場合を除き、如何なる場合においても賠償の請求を可能ならしめ、同時に原子力事業者に責任の集中を行って、責任の帰属を明らかにしたること、(2)原子力事業者に損害賠償措置を強制することにより、賠償履行を経済的にも確保させたこと、

(3)賠償措置額をこえる損害につき賠償のため、救助と政府が事業者に対し行なう旨を定め、事業者に対する賠償履行を可能ならしめていること、(4)事業者の免責事由に該当するようないかなる不可抗力の時に限り天災地変等の際にいける救助措置がなされる旨を規定したこと、(5)賠償に関する紛争処理のため特別の機関の設置を図ったこと、等が挙げられる。政府としてはまず生じえないと確信しているのがあるが万一の場合においても上記の措置によって被害者の保護は充分に達せられるものと見える。

<p>(問10) この法律により事業の機会均等確保に買することとなるのは何故か。</p>	<p>(答) 原子力事業には未だの要素があるとこれとおり、しかる万一原子力損害が発生する場合にその確保が広範囲に及ぶ可能性があるが、一事業者の買力によつては、損害賠償を負擔しきれない場合が予想される。かくては事業者は常に不安であり、事業の促進は期待し難い。このため本法において損害賠償措置として、責任保証に附保すべきことを定め及びこれの補充としてこの国との賠償契約の制限を創設したことに</p>	<p>(問11) 損害賠償の対象から従業員の仕事上の損害を除外した理由は何か。</p>	<p>(答) この法律は、一職の第三者に對する損害賠償の確保を図ることを本旨とするものであり、一方、従業員損害は労働基準法、労働者災害補償保険法等の一貫した体系で補償が図られることになつて</p>
<p>より、賠償責任を免除料、補償料の形に転化しうる</p>	<p>こととし、合理的な基準を可能とする途をひらいた</p>	<p>て、損害賠償措置の対象から除外してゐることとし</p>	<p>て、損害賠償措置の対象から除外してゐることとし</p>
<p>必要があると思われる時は原子力事業者に対して、賠償のための援助を図らうとするとして事業者の不安を除去、又紛争処理に便ならしめるため紛争処理</p>	<p>意識会の設置を行なうものとした。これら一職の措置を重じ、原子力事業監督の基礎を安定化し、健全</p>	<p>る。</p>	<p>る。</p>
<p>な保証に買することとしたのである。</p>	<p>る。</p>	<p>る。</p>	<p>る。</p>
<p>る。</p>	<p>る。</p>	<p>る。</p>	<p>る。</p>

<p>144</p> <p>差異はない。損害賠償措置については、従業員の 方は、労災法上、いわば、一般書留置りの限度が あるのに対し、一般の第三者は、この法條上、一 事故当りの損害総額について限度があるのだ、と あらが有利であるかは、画一的にはいえないもの と考えられるが、随外國における実際の運用をも 併せ参考として、更に慎重な検討を行なってゆく 考えである。</p>	<p>145</p> <p>しくは300万円以下の罰金、又はこの併科)の適用 を受ける。</p> <p>(問14) 本法における規則の対象となる原子力事業の範囲 如何</p> <p>(答) この制度の趣旨から考え、その対象は、原子力 事業の東側に伴い、万が一にも大規模に放射能汚染 等を放散せしめ、第三者に原子力損害を与える恐れ のある行為に服従すべき者あり、理段隣としては、 原子炉の運転並びに第三者に対する原子力災害を誘 発せしめる恐れのある時々の稼働燃料加工、再 処理及び使用とこれらに附随して行なう稼働燃料加工 の運転、貯蔵及び廃棄を併せその範囲とするのが 適当であると考えた。</p>
<p>146</p> <p>差はない。損害賠償措置については、従業員の 方は、労災法上、いわば、一般書留置りの限度が あるのに対し、一般の第三者は、この法條上、一 事故当りの損害総額について限度があるのだ、と あらが有利であるかは、画一的にはいえないもの と考えられるが、随外國における実際の運用をも 併せ参考として、更に慎重な検討を行なってゆく 考えである。</p>	<p>147</p> <p>(問15) 親類法の許す限り、原子炉の運転等を行な った者こと重大な責任を負わなければならないか ならず、本法の対象外とするのは不当ではないか。</p> <p>(答) 概念的には不道法者が原子力事業を行なう場合がな いとはいえないが、現実的には、第三者災害を及ぼ す危険性を内包する程の規模の事業は、確実に規制 法によつてコントロールされるのを事実上支障は全く なく、又仮りに存在するとしても違法者について、預 留賠償措置を講じさせることは不可能な者あり、興 益がないと考えらる。</p>
<p>148</p> <p>差はない。損害賠償措置については、従業員の 方は、労災法上、いわば、一般書留置りの限度が あるのに対し、一般の第三者は、この法條上、一 事故当りの損害総額について限度があるのだ、と あらが有利であるかは、画一的にはいえないもの と考えられるが、随外國における実際の運用をも 併せ参考として、更に慎重な検討を行なってゆく 考えである。</p>	<p>149</p> <p>(答) 原子炉は、その出刃規模にかかわらず、本来の被 害として、第三者の親類の運搬汚染を許せしめ、之</p>

れに附帯して積子核分裂生成物の飛出、蓄積等を伴
 なうものであるから、その構成要素の故障、運転制
 御の誤操作等の重傷によつて、万一にその事故が發生
 した場合、積子核分裂生成物等が外側に放散し、第三
 者に原子力損害を与へることが絶対にならないといへ
 ないので、出力制限にかかわらず、すべてを對象とし
 した。

(問15) 製鐵事業、アイソトープの使用及びウラン濃縮事
 業を對象としなかつた理由如何。

(答) 製鐵事業及びアイソトープの使用については、そ
 の内容からみて、原子炉の運転等の場合のように大
 規模に放射能物質等を放散せしめ第三者に原子力損
 害を与へることは考えられず、また核燃料物質の濃
 縮事業については、現段階においては、まだその具
 体的な施設の見過もないので、対象としなかつた。

(問16) この法律の適用を受ける「加工」「再処理」及び
 「核燃料物質の使用」の範圍如何。

(答) (1) 核燃料物質の加工については、天然ウラン燃料
 の加工の場合には通常濃縮反応の過程に達する可能
 性、濃縮ウラン燃料の加工の場合に想定されるよ
 うな第三者に対する原子力損害を与へる恐れはな
 いので、政令により、適用対象を一定数量以上の
 濃縮ウラン燃料の加工に限定する予定である。

(2) また核燃料物質の再処理については、その再処
 理行為の規模、取扱数量等を考慮して決定し、政
 令で定める意向である。(原子力研究所における
 小規模の再処理研究は除外したい。)

(3) なお、核燃料物質の使用については、臨界危険
 は殆んどあり得ないので、現在のところ対象とせ
 る必要は少ないのであるが、将来その危険が若干
 でも予想されるような使用、あるいは毒性的作用
 による損害を伴うような核燃料物質の使用を行な
 う事態が発生して至つたような場合には政令により、
 この法律の對象とする意向である。

(答) (1) 原子炉の運転等による損害には、いわゆる「核
 射災害による損害」のほか、原子炉の運転等に

(100)

おいて附随して起る或る放射的災害による損害も考えられざるが、この種の損害は、その損害の規模、因果がわかれて、特に一般の工場災害による損害との差異は認められない。従って、第三卷に対する原子力損害として考える必要のあるものは、あくまでもいわゆる「核的災害による損害」の範囲に限定するべきであると考ふる。

(2) ここに原子力損害として考ふる円蓋は、次のとおりである。

(i) 核燃料物質の原子核分裂の過程の作用により生ずるもの、即ち核燃料物質の原子核分裂の連鎖反応に際して発生する (1) 放射線又は (2) 熱エネルギーが一若しくはこれに伴う放射的エネルギーによる損害

(ii) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含む。)の放射線の作用により生ずるもの、即ち (1) 核燃料物質の原子核分裂の連鎖反応に際して放射された物(核燃料物質)によって汚染された物)の放射線による損害

(iii) 核燃料物質の原子核分裂の連鎖反応によ

って生じた原子核分裂生成物の放射線による損害

(3) 核燃料物質の放射線による損害。

(iv) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含む。)の善性的作用により生ずるもの、即ちホルトニウム等を摂取し又は吸入することによって発生する中毒及びその経過症(腎臓機能障害等)

(阿18) この法律は、原子力船についても適用があるが、(答) わが国において原子力船が現実に運航されるのは1968年頃と考えられているが、現在のところ、一応原子力船についてはこの法律を適用することとしている。しかし、原子力船は陸上原子力施設と異なる点が多いゆえ、現実に運航されるようになった場合には、国際条約関係をも充分考慮の上、再検討する意向である。

第2 原子力損害賠償責任に関する事項

(問ノク) 原子力事業者の責任を無過失責任とした理由は何。

(答) 原子力に関してはなお未知の領域があり、万が一の場合における災害発生の可能性を否定することができない。このような万が一の場合として、未知の要素に基づくことばの多い原子力災害が発生したときに、被害者に対して、民法の一般原則により、原子力事業者の故意、過失又は施設の瑕疵を立証させることは、被害者に立証を強要し、その充分な保護を図るものとはいいがたいので、被害者はなんらの証明を要することなく原子力事業者は賠償の請求を行ふことができるとした。

又、原子力損害に関する各国の法制においても、いわゆる危険責任主義に基づいて無過失責任としていているのが例である。

第二 原子力損害賠償責任に関する事項

164 (問20) 原多力非業者の責任の性質についての効外の立
法例如何、

(答) イギリス、スイス、欧州聖済協力機構(OEEC)、
国際原多力機関(案)及びユラトム(案)が無過失責
任を課している。ドイツは、原多力施設に係る損害につ
いては無過失責任を規定しているので大部分の損害につ
いては無過失責任となる。アメリカは、民事責任は各州法
によることとされているので、とくに規定していない。

(問21) 才三条と民法の不法行為に関する規定との関係
如何。

(答) 民法五章の不法行為に関する規定才七百九条から
才七百二十四条までの規定のうち、不法行為の要件を定
める才七百九条、才七百十五条から才七百十七条までの
規定は、この法律の才三条の規定によって排除されるが
その他の規定は一般の法律においても適用がある。た
だし、才七百十二条から才七百十四条までの規定は、成
業者及び責任無能業者の責任に関する規定であって、

165 実際には殆んど適用が考えられず、また、才七百十八条
及び才七百二十三条の規定は、動物占有者責任及び名誉
毀損責任であって、事物の性質上この法律とは無関係で
その適用は考えられぬ。

(問22) 海外歸国における無過失責任の限度如何。

(答) 現在までのところ各国とも無過失責任につき責任制
限を行っている。即ち、アメリカは、賠償措置の金額及
び最高五億ドルまでの国家補償額り合計額(最高五億
億円)、西ドイツは五億ドイツマルク(450億円)、
スイスは4000万フラン(33億円)、OEEC条約は
4500万ドル(54億円)を限度とする。イギリスは
500万ポンド(50億円)をこえる損害賠償請求に対
しては、議会が措置するまでは原多力非業者は支払うこ
とを要しないこととして、実質的に責任制限を行ってし
る。

(問23) 原多力非業者の責任制限を行わずに理由如何。

(答) 原子力事業者の責任はこの法律に定める措置によつて充分カバーされるものと懸われるが、文字通り万が一の場合として、これをこえる損害が発生した場合には、第十六条の規定により、この法律の目的を達成するため、すなわち、被害者の保護を図り、及び原子力事業の健全な発達に資するため必要があると認めるときは、政府が必要を援助を行ふこととされており、原子力事業者が損害を賠償することにより事業運営に破たんを来たことのないように配慮している。

しかし、そのような場合には、原子力事業者の責任を法律的に限定することは、一般発生した被害者の損害賠償請求権を断ち切ることとなり、財産権の保護の観点から問題がなはいとはいきれないので、あえて原子力事業者の責任を制限する規定をおかされた。

(問24) 原子力損害の賠償責任に足敷事由を認められたことは公衆に不安を与えらるることにならぬか、

(答) 第三条第一項ただし書の罰責の規定は、未知の要素の大きい原子力損害が不可抗力によるものと認定されやすい可能性を考えて、事実上規定し難いようになが不可抗力性のとくに強い特別の場合にはじめて原子力事業者を免責とする趣旨を強調しようとしたものであるから、公衆に不安を与えらることはないと考へる。

更にまた、このようが極めて異例な事柄において、原子力事業者が免責とされる場合においても、第十七条の規定により、政府は被災者の救済の必要を措置を講ずるようとするにせしめて、公衆の不安に対処するよう、配慮している。

(問25) 異常に巨大な天災地変とは、具体的にどのようなものか、

(答) 異常に巨大と規定したのは不可抗力性の強い特別の場合のみを意味する趣旨であり、地震、噴火、風水災害の天然現象であっても、通常の大地震、例えば関東大震災程度のものは、こゝにいう異常に巨大な天災地変には該当しないと考へており、関東大震災を相当程度上回る地震、及びこれに相当する程度の規模の天災地変をいうものである。

180) (問26) 異常な巨大な社会的動乱とは、具体的にどんな

ものをいうか。

(答) 海外からの武力攻撃によって国が全体として戦斗状態に陥ったような場合、又はこれに相当する程度の内乱を考えている。

(問27) 原子力事業者に責任を集中した理由は何

(答) 才三条の規定により損害を賠償する責に任ずる原子力事業者以外の者で、損害に原因を与えた者にも必ず損害賠償責任を課せらるることとすると、これらにもすべからざる賠償措置を講じさせなくてはならぬことになるので、技術的に複雑を極めることとなる。また、被害者としては、原因ある者のすべての者に対して請求を行わねばならぬと、真実の賠償義務者を全部探知できなにかせぬことがあることから、被害者の保護に与けることにもなる。更に原子力に未知の要素もある点に個人が原子力事業に對する資料役割の提供者にまで責任を課せらるるものとすると、これら資料等の供給の円滑は期し難く、理状に

181) おいては、原子力事業の発展そのものを阻害する恐れがある。これらの理由によつて責任を単独の原子力事業者に集中し、賠償制度の簡素化、被害者保護及び原子力事業への資力の供給の円滑化をはかったものである。

なお、諸外国においても、強制的に、又は強硬な態度で強行により実質的に、責任の集中を行なっている。

問28) 加工者による燃料の加工に原因があって、原子力の運転中に損害が発生した場合の損害責任は何。

(答) 原子力の運転者のみが賠償責任を負い、加工者は責任を負わない。この法律は、原子力損害を与えたときに原子力の運転者の行為を行なっていた者に責任を集中的に課せらるることを原則としているからである。これは加工者と原子力の運転との間の関係ばかりでなく、再処理と原子力の運転、再処理と加工と原子力の運転との間においても同じである。

<p>(答) (問27) 運搬中の損害を受取人の責任としたら理相如何。</p> <p>(答) 原子力事業者相互間における核燃料物質の運搬中に発生した損害も、この法律における責任中の考え方が、これを原子力事業者の責任とするのが当然と考えると、問題はこれを核燃料物質の発送者である原子力事業者の責任とするか受取人である原子力事業者の責任とするかである。この点については、運搬を広い意味での役割の供給と考えると、責任中の一般原則により、受取人である原子力事業者の責任とするのが適當であると認められる。</p>	<p>原子力損害は、第三條第二項の規定により、その核燃料物質の受取人である原子力事業者が賠償する責に任ずる。国鉄等が海外から運来された核燃料物質の運搬に従事しているときの原子力損害については、海外の荷役人はこの法律に定める原子力事業者ではないので、原子力事業者相互間の運搬ではなく、この場合には才三系才</p>
<p>(問30) 国鉄等が、核燃料物質を運搬しているときに損害を与えたとき責任如何。</p>	<p>一種の規定の適用があり、その核燃料物質の受取人である原子力事業者の原子力損害による原子力損害として、その原子力事業者が賠償する責に任ずる事となる。</p>
<p>(問31) 原子力事業者が海外から核燃料物質を運搬して、途中で損害を与えた場合におけるこの法律の適用如何。</p>	<p>(答) 外国の領域内で損害を与えたときは、損害発生地における法律による原子力損害賠償責任又は一般の不法行為責任を負うこととなり、この法律の適用はない。もとよりわが領域内において損害を与えたときは、当然本法の対象となる。公海等いざわの国の領域にも属さない領域において損害を与えた場合における処理については請求IAEA条約等によって明確にすることが期待されるが、そ</p>
<p>(問32) 国鉄等は賠償の責任を負わない、原子力事業者でない者が核燃料物質の運搬を行ってもそれについて賠償責任を負わせないこととしているからである。加工事業者と原子力設置者との間のよう、原子力事業者相互間における核燃料物質の運搬を国鉄等が行っている際に生じた</p>	<p>ける法律による原子力損害賠償責任又は一般の不法行為責任を負うこととなり、この法律の適用はない。もとよりわが領域内において損害を与えたときは、当然本法の対象となる。公海等いざわの国の領域にも属さない領域において損害を与えた場合における処理については請求IAEA条約等によって明確にすることが期待されるが、そ</p>

(36)

れまでの同は、いずれの国の賠償責任を規定し適用するかは国際私法の一般原則によることとなる。

(同35) 求償権を一般原則より制限した理由如何。

(答) 原予力事業者との契約者は、安全保持の観点から完全の措置を講じて施設や役務等を提供したとしても、なお、原予力事業者による操作について未知の要素にまたがる損害発生の可能性を強めているので、民法の一般原則と同一の求償関係を認めるときは、原予力の関連産業の当事者に少なからぬ不安を与えることとなり、原予力事業に対する資材役務等の円滑な供給は確保し難い実情にあり、ひいては原予力事業者自体の存続を阻害する傾斜がある。そこで、直接町座の契約者に対する求償権は、原則として相手方に故意がある場合に限ることとしたのである。

ただし、このような規定を強行規定として規定することについては疑義があるので、求償権についてこれと異なる特約をすることをも妨げないこととした。

(37)

(同33) 第五条と民法の不法行為に関する規定との関係如何。

(答) 民法第七百十五条の使用権者責任及び第七百十七条第三項の土地工作物責任の求償権の規定の適用は排除される。(1) 民法第七百十五条第一項及び第二項は、従業員を加えた損害は、使用者が賠償する責に任ずることを規定するものであるが、才五条によれば、資材の供給等をなす者は、自己に故意があるときに限り求償を受け得ただけであって、従業員に係る部分については書に押し止す(1)。(2) 民法第七百十五条第三項は、従業員に対する使用者の求償権を規定するものであるが、才五条によれば、原予力事業者が自己の従業員に求償できるときは、従業員に故意があるときに限られる。(3) 民法第七百十七条第三項は、土地の工作物の設置又は存続に瑕疵があったら、他人に損害を与えたときにあり、その占有者又は所有者は、損害の原因につき責に任ずる者に対して求償権を行使することができることと規定するものであるが、才五条によれば原予力事業者が求償権を行使することができるときは、資材の供給等者に故意があるときに限

1266

られる。(4) しかしながら 以上のいずれの場合に於て特約するとしても、才五茶才二項に⁸⁹より、民法と同一の求償関係を本来的に排除するものではない。

(問34) 原子力爆発が、資料の供給等をする者以外の第三者の故意過失により発生する可能性如何。

(答) 原研の研究炉を一般の部外り研究者に使用させる場合、又は大学の実験炉若しくは臨界実験装置を学生に使用させる場合に於いて、使用者又は学生が爆発を発生させるに足る場合において、これに該当するものと考へる。また、爆発には殆んど考へられぬが、暴徒の行爲、航空機の墜落による場合などが、観念的ケースとして考へられる。

(問35) 「資料の供給等をする者」には、原子力爆発を与えた原子力事業者の従業員も含むか。

(答) 含む。資料の供給者の従業員との均等という点から、また、従業員に対する求償権を制限しようとする新

⁽¹³⁷⁾しい立法方向の観念から、この場合に当該原子力事業者の従業員を除外する理由は考へられぬ。

(問36) 求償権の範囲の限定を規定しながら、特約をすることのできることは、首尾一貫しないではないか。

(答) 求償関係は、無関係の不特定多数の公衆に対する損害賠償責任関係と異なり、あつむね対等の契約関係にある者との問題なので、完全に強行的な規定によつて律するよりは、美態に耐応できざる彈力的な断係としておくことが妥当であると認められる。

また、才二項において特約を認めらるるならば、才一項の規定は不要ではないかといふ意見もあるが、国の施禁として妥當と考へられるところを明かして、現実的效果をねらつたものである。

(27)

第三 損害賠償措置に関する事項

第3 損害賠償措置に関する事項⁽⁴⁰⁾

(阿3ク) 損害賠償措置額を50億円と定めた根拠如何

(答) 本法案においては、損害賠償措置は、民間保険を中心とする方針をとっている。米、英、独等の諸外国の立法例においても、損害賠償措置の最高額は、いずれも民間保険の消化能力の限度内である。

わが国保険業界の消化能力は、約5千万円であり、これは損保この社の昭和34年度末正味資産(払込資本金利益留保金に相当する準備金)約300億円の2.5%に相当する。一方、損保業界は、ロンドンの原子力保険プールを通じて、欧米諸国に再保険の交渉を続け、現在、その額が2億5千万円である。従って、本法案は、民間保険の消化能力50億円を取ったものである。

(阿38) いわゆるサイト主義を採用した理由如何

(答) 一、このサイト内に数個の原子炉等がある場合においても、それらの二つ以上のものが同時に事故を起す可

(49)

能力は殆んど考えられまいこと、また、正常運転により公衆に与えた損害については、一つのサイト内に数箇の原子炉等がある場合に、そのいずれかからのものであるかを立証することは極めて困難であることが、サイト主を雇用した主たる理由である。なお責任保険は、圈内における引受能力の關係上、英國保険市場に再保険に出しているが、英國再保険市場においては、いわゆるサイト主義採用しており、これに従ったものである。

(問39) 科学技術庁監官の損害賠償措置の承認の意味如何。

(答) 供託による場合においては、本法案は、供託について詳細な規定を置いてあるので、これに合致するか否かを確認するに止まる。

責任保険契約及び賠償契約の締結による場合にあっては、責任保険契約が、連法保険会社と原子力事業者間の原子力損害賠償責任保険契約であると規定するに止まり、約款の内容に亘る規定は、実際に当てはまるので、損害賠償措置としての約款の妥当性を認定する必要があり

(49) 風水災保険、運送保険等が特約となつている場合にはこれら特約の有無等についても確認する必要がある。

又、これらに相当する措置については、当然その措置が損害賠償責任を完全に担保するものであるか否かについて認定する要があり、これらが承認を行う意味である。

(問40) これらに相当する措置とは、如何なるものが想定されるか。

(答) 通常予想されるものは、責任保険(賠償契約を含むものとす。)と供託との組合せである。この外にも、昨年の圓陸尾本市に出立されたアメリカ原子力委員会の原子炉に付せられた同委員会の保証書のようない場合が考えられる。

(問41) 復元命令は、如何なる場合に出すか。

(答) 原子力損害が発生した場合は、裁判法により、危険時の措置として原子炉の運転等の停止を命ずる事ができるもので、停止した状態である限りは、復元させる必要は

(44)

ないものと考える。

従って、復元命令を出すのは、危険時の措置を繰えて新しく運転等を開始する場合、及び一事業所内に之基以上の原子炉があらって、損害を起した原子炉以外の炉について運転等の継続を認めるとき等に限られるものと考える。

(向々々) 学術研究機関については、損害賠償措置の適用除外を行なう意図はないか。

(答) 被害者たる公衆の不安感の除去及び損害賠償の履行の迅速確実性の確保という観点からすると、原子力事業者の性格によって異なることはないので、適用除外を行なう意図はない。ただし、国立研究機関は、回が適用除外となつているので、賠償措置を講じる義務はない。

(向々々) 後継性の原子力損害に対する賠償措置についての配慮如何。

(答) 原子力事業者は、後継生の損害について、通常の

損害の場合と同じく、無過失の賠償責任を負うことはもちろんであつて、その履行を確保するための損害賠償措置として、責任保険約款は現在のところ事故発生の上からノ年向に行なわれた賠償請求に対する責任をまん補することとなり、それ以後の請求に係るもの(事故後二十年まで)については、回の補償契約によつてまん補することとしている。

供託の場合には、第十四条第二項の規定により、原子力事業者が原子炉の運転等をやめた後においても、科学技術庁長官は、必要と認められる期間及び金額について供託の継続を命令し、後継生損害の賠償に充てさせることとしている。

(向々々) 原子力事業者が破産した場合における被害者に対する賠償に不安はないか。

(答) このような場合に対処するものとして、(1) 被害者に対しては賠償金請求権又は補償金請求権の上に優先弁済権を認め、(2) 原子力事業者は被害者に支払い、又は被害者が承諾した限度においてのみ保険会社又は回に請求権を有するものとし、(3) この請求権は譲り渡し、担

(44)

保に供し、又は差し押えることができないものとして、実質的に被害者に対する賠償を確保するよう配慮した。原子力事業者が保証を行なっているときは、被害者に還付請求権を賦与して、その完全な保護を図っている。

(向々5) 責任保険契約のてん補範囲如何。

(答)(1) 現在の責任保険約款は、規制法による暫定的な損害賠償措置に見合うものとして先に昭和55年2月29日附で保険業法の免許を受けた原子力保険事業の原子力損害賠償責任保険に基づくもので、原子力事故による法律上の損害賠償責任に基づく損失をてん補するものであるが、てん補しない賠償責任のうち主なものとして、次のようなものがある。

- ① 戦争、内乱に起因する賠償責任
- ② 地震又は噴火により生じた賠償責任
- ③ 正常運転によって生じた賠償責任
- ④ 事故発生後10年経過後の損害賠償請求権に基づく賠償責任。
- ⑤ 事業者の故意によって生じた賠償責任

(45)

④ 保険料の納付を怠ったとき

- ⑤ 告知義務違反、通知義務違反があったとき。
- ⑥ 損害拡大防止義務等、事故発生後における保険約款上の義務に違反したとき。

(2) 以上の約款は、上述のように、あくまで規制法上の損害賠償措置に対応するものである。この法律及び公的賠償約法の制定に機会に、これらに即応するためのものとして、新たな約款の作成が見込まれている。この新約款のてん補範囲としては、上記免責事由のうち④が削除されるほか、その他の点については、④⑤等の義務違反による免責のケースが実際には殆んど起り得ないようにより改善される見込みである。

(向々6) 責任保険に契約の締結を強制しなかつた理由如何。

(答) 本法の対象となる原子力事業者は、全て、原子力発電規制法により、その技術能力、経理の基礎、及び安全性について厳重な基準のもとで審査を受け許可されたその

(148) であるので、保険会社は、この保険の公共性にかんがみ
 実際問題としては、契約の締結を拒絶することはあり得
 ないと考えられるし、政府としてもそのように指導に当
 る所存である。又、海外に対する再保険の關係、供託と
 の他の措置も損害賠償措置として認めている。寄の事情
 から現状としては強割に適しないと考えただので、取え
 契約自由の原則を法的に修正をしましたものである。

(問々ク) 保険料はどのくらいになるのか。

(答) 本年2月/5日に、日本原子力研究所が原子力保険
 プールと締結した契約では、保険金額五億円に対して、
 年毎8.29円となつており、これは、過去における事
 故の確率及び損害の規模、施設の種類及び型式等を考慮
 して算定したものである。しかしながら、原子力責任保
 険料率は、その算定の基礎となる大数法則に充分なもの
 がなく、かつ、政府の補償契約の補償料率との関係もあ
 り、今後更に基本的に研究する必要があるので、上記
 既述の料率も一応暫定的なものに止め、この法律の施行
 とともに、今後更に慎重に検討する意向である。

(149) (問々8) 責任保険契約によつてはうめることができな
 い
 原子力損害にはどんなものがあるか。

(答) (問々5)参照。

(問々9) 損害保険として一本化した理由如何。

(答) 世界の原子力災害補償立法は各國の立法例に共通に
 みられる如く、損害賠償責任は、民間責任保険を原則と
 してあり、我が國としても民間保険の危険負担能力をで
 きるだけ利用することが得策であると考えるので、立法案
 もその原則によつたものである。只わが國の特殊性、即
 ち、地震、噴火等が多く、又責任保険が未発達の見状に
 かんがみ、民間責任保険の担保でできない損害を補充的に
 担保する補償契約を併用するという特殊な形態となつた
 のである。

(問50) 補償契約に関する事項は別の法律で定めること
 とした理由如何。

(答) 政府の補償契約であるから、明確かつ詳細な規定が

(499)

必要であること、損害賠償措置を講じさせる政府と補償契約の相手方である政府とは、觀念的に別個のものであることなどから、別途法律をもって定めることとした。

(向5ノ) 責任保険契約及び補償契約の組合せによって、50億円までの損害は、完全に補填されることにあるか。

(答) この法律及び補償契約に対処する責任保険契約では、同の(1)から(ク)までの場合が保険のカバーしない賠償責任となっているのであるが、そのうち①の戦争等に起因する場合、この法律のもとにおいても免責となるものであり、②から(4)までは補償契約によっててん補することになっている。③④⑤は、原子力事業者の約款義務違反等によっててん補されないこととなるものであるが、これらは第一次的には保険約款の運用、政府の行政指導等によってその絶無を期することとしており、殆んど起り得ないと考えられるのであるが、そのうち若干でも発生の可能性のあるものは、政令により補償契約のてん補範囲に含まれる意向である。これらによって、賠償

法に基づく原子力事業者の賠償責任は、現実的には完全⁽⁵⁰⁰⁾にカバーされると考えている。

(向5ニ) 原子燃料公社は全額政府出資の特別法人であるから責任保険に加入したり、まだ政府と補償契約を締結する必要はないのか。

(答) 原子燃料公社は全額政府出資の特別法人ではあるが、一箇独立の法人として経済的に事業を行っており、独立採算制を要求されているので、損害賠償措置を講じることが適当であると考えられる。

165

第4 国の措置に関する事項

(問53) 「この法律の目的を達成するため」とはどういうことか。

(答) この法律の目的は、第1条に明記してある如く、被害者の保護を図り及び原子力事業の健全な発達に資することにあるので、この目的を達成するために必要があることと認められる場合をいう。具体的に、万一、その徳田を起える損害が生じた場合には、被害者の保護を考えると、もとにそれ以上の負担を原子力事業者に課することは企業の健全な発達という見地から好ましくないと考えられる場合を指している。

(問54) 援助の態様如何

(答) 援助の最も典型的な形態としては、補助金の交付であるが、事業経営の見直し、損害発生の原因、そのときにかける財政事情等を考慮して、低利融資、融資についての利子補給、金融の幹支等の形態も考慮されるものと

第四 国の措置に関する事項

456

考える。

(同55) 本法における国の援助措置は、国際的にみて被害者保護に不十分ではないか。

(答) 国の補償措置については、現在立法制化されている各国について、概ね又つの方方式がとられている。いわば米、西独型においては、賠償措置額を越える損害の場合には、一定の限度を限り(米5億ドル、独5億マルク)原子力事業者に対し、賠償による損失を補償し、英国型においては、賠償措置額をこえる場合には議会の決定に委ねるものである。本法においては、上記の何れとも異なり、国が援助を行なうものとしているのであるが、限度を定めることなく本法の目的に沿うよう必要な援助を行なうこととなつてきているので、被害者保護の観点からは遺憾なきを期しうるものと考ええる。又国会との関係については政府の援助措置につき国会に報告するものとし、又、原子力委員会から内閣総理大臣に意見書の提出があったときは、当該意見書を国会に提出するものとしていてるので、英国の場合とは事情を異にするものの、国会の

批判も、十分に受けて措置が行われることとなるものと考えられる。

(同56) 火災産業等一般の産業災害の場合には、業者に対する賠償のための援助措置を固が講ずるようなことは皆無であるにもみかわらず、原子力産業に限り、このような特別の措置を講じる理由如何。

(答) 原子力は現代科学の最先端にあるものだけに、ながら理論的には未知の要素があるとされている。旁々、原子力の開発利用にあたっては、安全性の確保を絶対的な要件としながらも、この未知の要素の存在からみて災害発生の可能性を理論的には全く否定しきれない面があり、かつ、一層災害が発生した場合には極めて大規模な範囲に及ぶことが予想されるという。他の一般産業に比し著るしい質的な差異性も有するものである。しかも、このような事情にもみかわらず、わが国における化石燃料資源の残存状況と将来のエネルギープラン、世界一流の造船園としての将来の原子力船への関心等から政策面には強力に原子力開発利用を進める必要があり、政策遂行にあ

たり、安全確保のため万全の措置を講ずることは勿論であるが、万が一事故が生じた場合には(被害者の保護に遺漏なきを期すとともに)、原子力事業者の賠償責任が事業経営上理暗な負担となり、その発原を不可能にするものないよう考慮すべきである。

以上のような原子力事業の特殊性にかんがみ、この際、他の一般産業と区別して特別の措置を講じたのである。

(問57) 「国会の議決により政府に属させられた収限の範囲内」の意味如何。

(答) 政府が現に保持する収限、即ち予備費の支出、融資の繰越、等によって援助する場合のほか、必要に依り、予算又は法律案の提出等を行い、これらにつき国会の議決を経て、所有することとなる収限に基づいて援助を行うという趣旨である。

(問58) 無過失責任を課しなからず、国の援助の内容が賠償を欠くのは酷ではないか。

(答) 通常予想される原子力損害は、損害賠償措置額によ

って充たさばならないものと思われ、無過失責任を負う原子力事業者が、自らの資金で無限に賠償しなければならなくなることは、殆んどないものと予想される。しかし、万が一の場合として、この措置額をこえる損害が発生した場合には、被害者の保護を図り、原子力事業の健全な発達に資するため必要があるとして政府において認めるときは、政府は、必要とされる援助を原子力事業者に行なう、損害の賠償を行わせることになっているので、健全な経営を行っている原子力事業者が、無過失的な損害賠償義務によって窮状に陥ることはないものと思われる。

(問59) 異常な巨大な天然地震又は社会的動乱により生ずる被害は国家的な規模の大災害と思われ、このような場合にも特に原子力損害につき特別の措置を講じる旨を規定している理由如何。

(答) もとより一被災者についても災害救助法の発動その他所要の措置は講じられることとなるが、原子力損害は、身体障害、財産損害の何れについても、一時的な現

(60)

象に止まらず、相当長期化する恐れもあり、又遺伝的影響等国民保健の面からも特別の考慮を要する必要があるほか、更に放射能は災害地域内に止まらず、広く拡散する危険性がある等の特殊性がある。これらに対処するため、本法において特に原子力損害については被害者の救助及び被害拡大防止に必要な措置を講ずるようにする旨を規定し、住民の不安の除去に努めたものである。

第五 原子力損害賠償紛争 審査会に関する事項

65

第5、原子力損害賠償紛争審査会に関する事項

(問 60) 原子力損害賠償紛争審査会を特に設置した理由
如何

(答) 原子力損害の大規模性、及び認定の技術的困難
性等の特殊性にかんがみ、損害賠償の円滑かつ
適切な処理及び一元的救済による被害者の平等
を図るため、特別の紛争処理機関を設けたもの
である。

審査会は鉱業法及び水質保全法におけると同
じく、和船の仲介及びこれに必要な調査、評価
を行う機関であるが、原子力損害は、発生件数
は加齢、発生の蓋然性も極めて少ないので、常
設とはせず、設置及び廃止を政令で行う臨時
機関としたものである。

第六 その他の事項

第 6 その他の特項

(同 61) 原子力損害が発生した場合、国会に対し、報告し、又原子力委員会の意見書を提出することとした理由如何。

(答) 東海核発電所として、原子力災害についての国民の関心は極めて強く、又、緊急条件如何によつては、広く拡散する恐れもあり、かつ、放射能の持つ潜在的影響を併せ考慮すれば、万一にても相当規模の原子力損害が生ずるならば、わが国原子力政策の課題にも、係る大問題となるものと考へる。従つて、これの処理に當つては、国民の代表たる国会の意見を、先亦に及映して行なうことが適當であると思料されるので、ともかく、相当規模の原子力損害が生じたときは、できるだけ迅速に損害状況及び本法に基づいて政府の行った措置を国会に報告し、又、いやしくもその発生した場合に、専門的立場からの原子力委員会の意見書を、内閣総理大臣に提出されたならば、これを国会に提出して、国会の意見を十分に反映しうる旨とするにとしたものである。

(答)

(同 62) この法律に基づいてこゝる政府の措置如何

(答) 原子力損害賠償補償契約によりこゝる補償すべき損失のときの賠償金の支払(第1条)、賠償措置費への新課税元命令(第2条第2項)、賠償措置費をこゝる被害の場合について、事故者に対する援助の措置、莫大の天災地変等による損害の場合には被災者の救助及び被害の拡大防止措置、原子力損害賠償紛争審査会の設置及び和議の仲介等である。

(同 63) 相当規模の原子力損害の意味如何。

(答) 損害発生時の具体的な状況および社会的影響の如何によつて判断することとしたい。

(同 64) 原子力委員会は、総理大臣の諮問機関に過ぎないのに何故その意見を国会に提出するものとしたのか

(答) 原子力委員会は、その性格として、総理大臣の諮問機関であるが、その職務は、原子力の研究、利用増進に

⁽⁶⁹⁾ ついて、企画、審議、決定するという特別の試験を指す
⁽⁷⁰⁾ (問 67) 原子力委員会の所掌事務は、第十九条第二項に
よって拡大されたと解すべきか、
現行の原子力委員会設置法による所掌事務の範囲内
にあると解する。即ち損傷の処理及び損傷の防止等
に関する意見は、委員会設置法上の所掌事務である
賠償の防止、原子力利用に関する重要事項等に該当
し、意見書は決定の一方式と為えられらるからである。

(問 65) 原子力委員会の意見書には、政府は等も加える
ことなく、そのまゝ国会に提出するのか
その通りである(前問参照)

(問 66) 原子力委員会設置法の第二条(所掌事務)を改
正する必要はないか、
原子力委員会は、損傷の処理及び損傷の防止等に関
する意見書を提出するとあるが、原子力委員会設置法
第二条に規定する所掌事務中 第九号 その他原子力利用
に関する重要事項に関することにせよと規定すると為
えらるるのを、特に改正は要しないと思ふ。

(答) 民営責任保険の国内的発展によるもん補償面
の質的及び量的拡大、研究の進展による未知の要素
の減少に伴う大規模な不測の事態に対処する必要性
の低下等の事情を将来において予想するときは、民
間責任保険の補償契約による備忘、賠償措置額以上

理由如何。

の設置に対する国の補助率は再検討する必要があるのでは”
 これらについては、一応十年程度の適用期間を予定し、
 その後の取り扱いは、その時期における判断によること
 とした。なお米国、西独等の諸国においても同様の措置は
 一応十年程度とされている。

(問69) 国の補助については時限立法とするならば、責任
 の性質についても 時限立法とすべきではないか

(答) 原子力事業者の黒色責任は、近代社会の企業責任
 の性格に拘する原則に即応したものであって、この点政
 策的観点からする国の措置の適用とは、異なるものであ
 って然るべきである。

(問70) 原子力事業者は、昭和四十六年末までに原子炉
 の設置等の許可を受けただけで、この法律による国の補
 助の適用を受けられるか。

(答) 受けられない。この期限までの期間には施設の設置及
 び操作の面において、なお未知の要素が多いと認めると

くこの国の関与を定めた趣旨からすると、この期間内
 に、施設の設置を完成してその主体的な行為を開始して
 いることを要件とするのが妥当と認められる。

(問71) 損害賠償措置をしない者に対する罰則は軽すぎ
 ないか。

(答) 損害賠償措置を講じない者に対しては、原子炉規制
 法の改正により許可の取消又は原子炉の運転等の停止命
 令をもちって対処する方針であり、措置を講じないこと自
 体に対する罰則としては、他法令との均衡も考慮しこの
 程度で足りると考える。

(問72) 暫定措置として行なっている原子炉等規制法に
 よる損害賠償措置との関係如何。

(答) この法律の附則に規定する経過規定により、すでに
 暫定措置として講じている損害賠償措置はこの法律施行
 後三箇月間は継続して維持させることとする一方、その
 期間内にこの法律に適合する損害賠償措置に移行させる
 こととしている。

